

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第1部門第2区分
 【発行日】令和7年4月8日(2025.4.8)

【公開番号】特開2024-72668(P2024-72668A)
 【公開日】令和6年5月28日(2024.5.28)
 【年通号数】公開公報(特許)2024-097
 【出願番号】特願2022-183637(P2022-183637)
 【国際特許分類】

A 6 3 F 5/04(2006.01)

10

【F I】

A 6 3 F 5/04 6 0 3 B
 A 6 3 F 5/04 6 0 2 A
 A 6 3 F 5/04 6 0 5 B
 A 6 3 F 5/04 6 0 3 E
 A 6 3 F 5/04 6 9 1 B
 A 6 3 F 5/04 6 1 1 B

【手続補正書】

【提出日】令和7年3月31日(2025.3.31)

20

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

総得点表示器を備え、

遊技機と貸出ユニットとは所定期間の周期で通信可能であり、

総得点表示器は総得点を表示可能であり、

30

貸出ユニットの貸出スイッチが操作されて所定数の貸出点を総得点表示器に加算する場合における総得点表示器の加算表示態様はインクリメント表示態様であり、総得点表示器がインクリメント表示を開始してから所定数の貸出点を加算した値となるまでの時間は概ね所定期間以内となっており、

貸出ユニットの貸出スイッチが操作されて所定数の貸出点を総得点表示器に加算表示するとき所定音を出力可能であり、出力される所定音の出力時間は所定期間の長さを超える時間となっている

遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

40

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

本発明は、

総得点表示器を備え、

遊技機と貸出ユニットとは所定期間の周期で通信可能であり、

総得点表示器は総得点を表示可能であり、

貸出ユニットの貸出スイッチが操作されて所定数の貸出点を総得点表示器に加算する場合における総得点表示器の加算表示態様はインクリメント表示態様であり、総得点表示器が

50

インクリメント表示を開始してから所定数の貸出点を加算した値となるまでの時間は概ね所定期間以内となっており、
貸出ユニットの貸出スイッチが操作されて所定数の貸出点を総得点表示器に加算表示するときに所定音を出力可能であり、出力される所定音の出力時間は所定期間の長さを超える時間となっている
遊技機。

10

20

30

40

50